

熊谷くらしのガイド変更箇所一覧(令和3年11月時点)

担 当
市長公室 広報広聴課 広報広聴係
電話 048-524-1111 内線206
FAX 048-520-2870

「熊谷くらしのガイド」は、令和2年1月に発行した、市民のための生活ガイドブックです。
この冊子は、熊谷くらしのガイドに掲載している「行政情報」の中で、発行後に変更された内容を一覧にしてまとめたものです。
変更・追加した部分が分かりやすいように、太字で記載しています。更に詳しい情報は、各担当課へ

組織改正による変更した課名の一覧

変更課名	ページ
土地区画整理中央事務所→ 土地区画整理事務所	18・21
ラグビーワールドカップ2019推進室→ ラグビータウン推進課	23

<変更箇所一覧>

ページ	情報名	変更箇所	変更内容
1	ご挨拶	市長名	変更 「熊谷市長 富岡 清」→「熊谷市長 小林 哲也」
7～13	災害時避難場所	説明文及びリスト全般	変更 別紙①のとおり
16	市役所本庁舎案内	本庁舎7階の課名	変更 「ラグビーワールドカップ2019推進室」→「 ラグビータウン推進課 」
	江南庁舎 (江南行政センター)	3階の施設名称	変更 「くまがや市商工会江南支所」→「 くまがや市商工会南支所 」
18・19	公共施設案内	「市役所」の 土地区画整理西部事務所	事務所廃止のため全削除
		「スポーツ施設」の 東部体育館	施設廃止のため全削除
		「その他」の 熊谷市体育協会	変更 施設名の「熊谷市体育協会」→「 熊谷市スポーツ協会 」
24	暑さ対策 日本一のまち	説明文	変更 <u>年間を通して晴れの日が多く、夏季の気温が高いことでも知られている</u> 熊谷市は、暑さ対策も日本一。
25	充実の行政サービスの	「新幹線通勤費用の一部補助」の内容	変更 熊谷市に転入して新たに住宅を購入した40歳未満の方や、熊谷市在住の新幹線通勤をする新卒者の方などに月額最大2万円の 新幹線定期の補助 があります。
26.27	あんしん子育て	「活用したい保育制度」の内容	変更 ①放課後児童クラブが55か所→ 57か所 ②(令和元年11月現在)→ (令和3年4月現在)
		「その他の子育て支援制度は？」の ハローエンジェル誕生記念品プレゼント	事業廃止のため全削除
28	歴史・伝統を受け継ぐ	斎藤別当実盛	変更 <u>源平合戦で活躍した武将で、妻沼地域の荘園を治め、聖天山を開基しました。</u>

28	歴史・伝統を受け継ぐ	めめま観光ガイドボランティア	変更 「阿うんの会」のガイド休止																																																																																										
35	お祭り・イベント	熊谷花火大会	削除 令和2年は6月6日(土)																																																																																										
		「イベントカレンダー」の熊谷花火大会	削除 令和2年は6月6日(土)																																																																																										
40	火災に遭ったときは	証書類が消失してしまったとき	削除 マイナンバー通知カード 追加 説明文の「◆年金手帳または年金証書の再交付…」の上に、 「◆後期高齢者医療被保険者証の再交付…保険年金課 TEL048-524-1111 内線302」を追加																																																																																										
40	熊谷駅前防犯センター「安心館」	内容	【開館日】 変更 毎週日曜日を除く1月4日～12月28日 削除 ※令和2年4月1日より休館日は12月29日～1月3日に変更となります。 【開館時間】 変更 13時～20時 削除 ※令和2年4月1日より13時～20時に変更となります。																																																																																										
44	市営本町駐車場	内線番号	変更 内線499→内線309																																																																																										
		駐車料金	変更 ①4時間以上から1日800円→3時間以上から1日600円 ②定期料金 学生6,000円→5,000円、一般12,000円→10,000円 ③※現金払いの場合は30分150円→100円、4時間以上1,200円→3時間以上600円																																																																																										
46	住民異動の届出	転入届の必要なもの	変更 通知カードの住所変更は行わないことになりましたので、持参する必要はありません。印鑑も必要ありません。																																																																																										
		転出届の必要なもの	変更 通知カードの住所変更は行わないことになりましたので、持参する必要はありません。印鑑も必要ありません。																																																																																										
		転居届の必要なもの	変更 通知カードの住所変更は行わないことになりましたので、持参する必要はありません。印鑑も必要ありません。																																																																																										
		世帯主変更届の必要なもの	削除 ●印鑑																																																																																										
50～52	メモリアル彩雲	メモリアル彩雲の概要	削除 ◆葬斎施設の「1室(110席)」、「2室(80席)」 ※新型コロナウイルス感染防止対策による制限のため。																																																																																										
		受付場所	変更 「葬斎施設利用許可申請」の列の変更 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th></th> <th></th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庁舎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大里</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>→</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>妻沼</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>江南</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>まぐらめいと出張所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>葬斎施設</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>追加 表下の※「○」は受付しております。……の下に掲載。 ※「身体の一部」の火葬については、メモリアル彩雲(TEL048-521-0021)へ連絡してください。</p>		変更前			変更後																					本庁舎	○	○	○	○		○	○	○	○		○	×	○	○	大里	○	○	○	○		○	×	→	○	妻沼	○	○	○	○		○	○	○	○		○	×	○	○	江南	○	○	○	○		○	×	○	○	まぐらめいと出張所	○	○	○	○		○	○	○	○	葬斎施設	△	△	○	△
			変更前			変更後																																																																																							
本庁舎	○	○	○	○																																																																																									
	○	○	○	○																																																																																									
	○	×	○	○																																																																																									
大里	○	○	○	○																																																																																									
	○	×	→	○																																																																																									
妻沼	○	○	○	○																																																																																									
	○	○	○	○																																																																																									
	○	×	○	○																																																																																									
江南	○	○	○	○																																																																																									
	○	×	○	○																																																																																									
まぐらめいと出張所	○	○	○	○																																																																																									
	○	○	○	○																																																																																									
葬斎施設	△	△	○	△																																																																																									
「市民」扱いとなる方	内容が変更される可能性があるため全削除																																																																																												

54	国民健康保険	加入・変更手続の表で「国保に加入するとき」	<p>削除 こんなとき:「子どもが生まれたとき」および届け出に必要なもの:「保険証、母子健康手帳」</p> <p>変更 こんなとき:「ほかの市区町村から転入してきたとき」欄を「外国籍の方がほかの市区町村から転入してきたとき、届け出に必要なもの:「在留資格が特定活動の場合は在留カード、パスポート」」に変更</p>
		加入・変更手続の表で「国保をやめるとき」	<p>削除 こんなとき:「ほかの市区町村に転出するとき」および届け出に必要なもの:「保険証」、こんなとき:「被保険者が死亡したとき」および届け出に必要なもの:「保険証、死亡を証明するもの」</p>
		加入・変更手続の表で「その他の届け出」	<p>削除 こんなとき:「住所、世帯主、氏名が変わったとき」および届け出に必要なもの:「保険証」、こんなとき:「世帯を分けたり、一緒になったとき」および届出に必要なもの:「保険証」</p> <p>追加 こんなとき:「外国籍の方が在留資格、期間等を更新したとき」届け出に必要なもの:「在留カード、パスポート」</p>
		加入・変更手続の表の共通事項(一番右側)	<p>変更 ※国保の届出には、マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなどの本人確認書類およびマイナンバーが分かるもの(世帯主および異動される方分)が必要です。</p>
55	後期高齢者医療制度	冒頭の説明文	<p>変更 後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平で分かりやすい制度にするとともに、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものにするを主な目的として、平成20年度に始まった医療保険制度です。</p> <p>運営は、埼玉県内の全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が行い、各種の申請手続き等は市が窓口となって行います。</p>
		加入する方	<p>変更 65歳から74歳で一定の障がいがある方</p>
		医療機関等にかかるとき	<p>変更 (原則1割負担。ただし一定以上の所得がある方は3割を負担していただきます。負担割合は保険証に記載されています。)</p>
		亡くなられたとき(葬祭費)	<p>削除 「◆申請に必要なもの」以下の全4行を削除</p> <p>追加 50,000円が支給されます。ただし、ほかの健康保険から同等の給付を受けられる場合は除きます。</p>
		後で払い戻されるもの(療養費)	<p>削除 「◆輸血したときの生血代」</p> <p>変更</p> <p>①タイトル「後で払い戻されるもの(療養費)」 → 「療養費の支給」</p> <p>②説明文の「一部負担金を除いた額が払い戻されます。」 → 「一部負担金を除いた額が支給されます。」</p> <p>③◆海外旅行中に医療機関等にかかった時の費用 等</p>
		人間ドック・脳ドック等の助成	<p>変更</p> <p>①タイトル「人間ドック・脳ドック等の助成」 → 「脳ドック等の助成」</p> <p>②説明文の「1年度1回30,000円を助成します。(30,000円に満たない場合はその額)」 → 「1年度1回30,000円(30,000円に満たないときはその額まで)を助成します。」</p> <p>③説明文の「また、熊谷保健センターが実施する各種がん検診の対象者に該当する方は、無料で受診することができます。」 → 「また、熊谷保健センターでは各種がん検診を実施しています。対象となる方は、無料で受診することができます。」</p>
		後期高齢者医療保養施設利用補助	<p>変更</p> <p>タイトル「後期高齢者医療保養施設利用補助」 → 「保養施設の利用補助」</p>
		高額療養費	<p>変更</p> <p>①タイトル「高額療養費」 → 「高額療養費の支給」</p> <p>②説明文を「同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた額が支給されます。初めて高額療養費に該当された方には、おおむね3か月後に郵送にて手続きのご案内をお送りします。2回目以降の高額療養費については、初回の登録口座に自動振り込みとなります。」に全差し替え</p>
高額医療・高額介護合算療養費	<p>変更</p> <p>①タイトル「高額医療・高額介護合算療養費」 → 「高額医療・高額介護合算療養費の支給」</p> <p>②説明文を「同じ世帯の被保険者が1年間(毎年8月～翌年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合、その超えた額が支給されます。該当する方には郵送にて手続きのご案内をお送りします。」に全差し替え</p>		

55	後期高齢者医療制度	保険料の決まり方	<p>削除 「※賦課の基となる ～ 対象となります）」を全て削除</p> <p>変更 ①説明文の「保険料は被保険者全員が等しくご負担いただく」→「保険料は被保険者全員がご負担いただく」 ②説明文の「合計額となります。4月から」→「合計額をもとに、4月から」</p>																		
		保険料の納め方	<p>変更 「保険料の納付方法は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、納付書または口座振替によりお支払いいただく「普通徴収」となります。」に全差し替え</p>																		
		特別徴収	<p>変更 ①説明文の「後期高齢者医療保険料と介護保険料額との合計が」→「後期高齢者医療保険料額と介護保険料額との合計額が」 ②説明文の「保険料を年金から引き落とします。」→「保険料は年金からの引き落としとなります。」</p>																		
		普通徴収	<p>変更 「上記、特別徴収以外の方。年度途中で被保険者資格を取得した方や介護保険料が特別徴収されていない方、等も普通徴収となり、納付書または口座振替でのご納付となります。」に全差し替え</p>																		
56	国民年金	保険料の納め方	<p>変更 ①「保険料の納め方」→「保険料(第1号被保険者)の納め方」 ②「月額16,410円(令和元年度)」→「月額16,610円(令和3年度)」</p>																		
56		加入や変更の状況	<p>削除 ◆印鑑 変更 ◆本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)</p>																		
57		年金の種類	<p>変更 「寡婦年金」の特記事項「◆受給できない場合で、「・死亡した夫が障害基礎年金の受給権を持っているときや老齢基礎年金を自給していたとき」→「・死亡した夫が障害基礎年金、老齢基礎年金を受給していたとき」</p>																		
58		亡くなられた時の手続	<p>削除 ①◆未支給年金を受け取るときの「必要書類」で「・印鑑」 ②◆死亡届のみを提出するときの「・届出者の印鑑」</p> <p>変更 ◆未支給年金を受け取るときの「必要書類」で、「・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)」</p>																		
59	「電子申請」をご利用ください	電子申請が利用できる手続	<p>変更 ①「児童手当・特例給付現況届」→「児童手当・特例給付現況届」 ②「※上記手続一覧は令和元年度時点であり、利用できる手続は変更することがあります。」 →「※上記手続一覧は令和2年度時点であり、利用できる手続は変更することがあります。」</p> <p>追加 こども課担当の「児童手当・特例給付現況届」と「児童扶養手当現況届予約受付」の間に下表を追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名</th> <th>電子署名</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童手当・特例給付 寄附の申出書</td> <td>必要</td> <td>こども課</td> </tr> <tr> <td>児童手当・特例給付 未支払請求書</td> <td>必要</td> <td>こども課</td> </tr> <tr> <td>児童手当・特例給付 寄附の変更に係る申出書</td> <td>必要</td> <td>こども課</td> </tr> <tr> <td>児童手当・特例給付 学校給食費等の徴収等に関する申出書(保育料等の児童手当からの徴収変更申出書)</td> <td>必要</td> <td>こども課/保育課</td> </tr> <tr> <td>児童手当・特例給付 学校給食費等の徴収変更申出書(保育料等の児童手当からの徴収変更申出書)</td> <td>必要</td> <td>こども課/保育課</td> </tr> </tbody> </table>	手続名	電子署名	担当課	児童手当・特例給付 寄附の申出書	必要	こども課	児童手当・特例給付 未支払請求書	必要	こども課	児童手当・特例給付 寄附の変更に係る申出書	必要	こども課	児童手当・特例給付 学校給食費等の徴収等に関する申出書(保育料等の児童手当からの徴収変更申出書)	必要	こども課/保育課	児童手当・特例給付 学校給食費等の徴収変更申出書(保育料等の児童手当からの徴収変更申出書)	必要	こども課/保育課
手続名	電子署名	担当課																			
児童手当・特例給付 寄附の申出書	必要	こども課																			
児童手当・特例給付 未支払請求書	必要	こども課																			
児童手当・特例給付 寄附の変更に係る申出書	必要	こども課																			
児童手当・特例給付 学校給食費等の徴収等に関する申出書(保育料等の児童手当からの徴収変更申出書)	必要	こども課/保育課																			
児童手当・特例給付 学校給食費等の徴収変更申出書(保育料等の児童手当からの徴収変更申出書)	必要	こども課/保育課																			
59	「熊谷市公共施設予約システム」をご利用ください	予約可能な施設	<p>削除 東部体育館</p> <p>変更 「江南総合文化会館ピピア」 →「江南総合文化会館ピピア(※ホールについては空き状況閲覧のみ)」</p>																		
60	個人市民税	市民税が課税されない方	<p>変更 ①タイトル「市民税が課税されない方」 →「市民税が課税されない方(令和3年度以降)」 ②◆均等割も所得割もかからない方 「寡婦または寡夫」→「寡婦またはひとり親」 「125万円以下」→「135万円以下」 ③◆均等割がかからない方 扶養親族のいない方の項目「31万5千円以下」→「41万5千円以下」 扶養親族のいる方の項目「18万9千円」→「28万9千円」 ④◆所得割がかからない方 扶養親族のいない方の項目「35万円以下」→「45万円以下」 扶養親族のいる方の項目「32万円」→「42万円」</p>																		
		申告に必要なもの	<p>削除 ◆印鑑</p>																		

61	軽自動車税	手続について	削除 ①手続の内容・必要なもので●登録の「印鑑」 ②手続の内容・必要なもので●廃車の「印鑑」 変更 手続の内容・必要なもので●名義変更「譲渡主と譲受主の印鑑」 →「 譲渡証明書 」									
62	税証明書の発行	営業・所在証明書	削除 ①【法人の場合】の「会社の社印(営業証明書のと き)」 ②【個人事業の場合】の「事業主の印鑑」									
63	市税の口座振替	金融機関名	変更 埼玉りそな銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 ※ 三井住友銀行 りそな銀行 群馬銀行 足利銀行 武蔵野銀行 第四北越銀行 八十二銀行 東和銀行 埼玉信用金庫 中央労働金庫 熊谷商工信用組合 くまがや農業協同組合 ゆうちょ銀行 ※三菱UFJ銀行は令和3年4月1日から口座振替による納付のみのお取扱いとなります。なお、三菱UFJ銀行の窓口での納付のお取扱いはできません。									
63	市税・国民健康保険税がコンビニエンスストアでも納められます	取扱いコンビニ	追加 ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ									
67	生ごみ処理容器等の補助	補助額の変更	変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th>容器等の種類</th> <th>補助基数</th> <th>補助額(100円未満切捨て)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外設置タイプ</td> <td>2基/世帯</td> <td>購入金額(消費税を除く)の2分の1。ただし上限5,000円</td> </tr> <tr> <td>電気式生ごみ処理機</td> <td>1基/世帯</td> <td>購入金額(消費税を除く)の2分の1。ただし上限30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	容器等の種類	補助基数	補助額(100円未満切捨て)	屋外設置タイプ	2基/世帯	購入金額(消費税を除く)の2分の1。ただし上限5,000円	電気式生ごみ処理機	1基/世帯	購入金額(消費税を除く)の2分の1。ただし上限30,000円
		容器等の種類	補助基数	補助額(100円未満切捨て)								
屋外設置タイプ	2基/世帯	購入金額(消費税を除く)の2分の1。ただし上限5,000円										
電気式生ごみ処理機	1基/世帯	購入金額(消費税を除く)の2分の1。ただし上限30,000円										
電話番号	変更 妻沼行政センター地域振興係 TEL048-588-9988											
68	水道料金	金融機関窓口	変更 北越銀行→ 第四北越銀行 削除 あすか信用組合									
70	犬の飼い方	電話番号	変更 妻沼行政センター地域振興係 TEL048-588-9988									
71	市営住宅への入居	電話番号	変更 埼玉県住宅供給公社熊谷支所 TEL048-577-6043									
73	浄化槽	合併処理浄化槽維持管理補助の「申請方法」の電話番号	変更 妻沼行政センター地域振興係 TEL048-588-9988									
76.77	各種相談	子育ての 子育て世代包括支援センター「くまっころーむ」・「くまっころーむ母子健」の 相談内容	追加 妊娠・出産・子育てについて、自宅等からオンライン(Zoom)で相談できます。専門的な知識と豊富な経験を持つ、くまっころーむの母子保健コーディネーター(助産師)、子育て支援コーディネーター(保育士、栄養士等)が顔を見ながら相談に応じることができます。事前予約が必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。									
		教育の「学校適応指導教室(さくら教室)」の 相談名	変更 学校適応指導教室→ 熊谷市教育支援センター「さくら教室」									

76.77	各種相談	教育の「学校適応指導教室（さくら教室）」の相談内容	変更 スムーズに学校復帰できるよう支援する「学校適応指導教室（さくら教室）」 →スムーズに学校復帰できるよう支援する 熊谷市教育支援センター「さくら教室」																																					
		教育の「教育110番」の相談内容	削除 生徒指導専門員																																					
		人権・生活の「生活相談」の相談内容	削除 市内各集会所等を巡回して																																					
		人権・生活の「生活相談」の相談場所	削除 市報に掲載 変更 各集会所および市役所本庁舎 ※相談場所欄と受付日時が1つの欄に結合されている表記から、それぞれの欄に分ける表記に変更します。（受付日時は下記をご覧ください）																																					
		人権・生活の「生活相談」の受付日時	追加 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～16:00																																					
		暮らし・法律の受付日時	変更 下表の相談について、相談時間や予約制電話相談への変更を行いました。なお、予約制△については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予約制に変更しています。面談相談の再開後は、先着順となります。詳しくは、市報または市ホームページでご確認ください。 <table border="1" data-bbox="730 772 1228 1052"> <thead> <tr> <th>相談名</th> <th>相談場所</th> <th>相談時間</th> <th>予約制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺産相続</td> <td rowspan="5">市民相談室</td> <td>13:30～16:30</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遺言相談</td> <td>13:30～16:00</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>年金労働相談</td> <td>9:00～11:30</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>不動産相談</td> <td>13:30～16:00</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>住宅相談</td> <td>9:30～12:00</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>13:00～15:30</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法律相談</td> <td>市民相談室</td> <td>13:30～16:30</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>妻沼行政センター</td> <td>13:30～16:30</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>市民相談室</td> <td>13:30～16:30</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>登記相談</td> <td>市民相談室</td> <td>13:30～16:30</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	相談名	相談場所	相談時間	予約制	遺産相続	市民相談室	13:30～16:30	○	遺言相談	13:30～16:00	△	年金労働相談	9:00～11:30	△	不動産相談	13:30～16:00	△	住宅相談	9:30～12:00	—	消費生活相談	13:00～15:30	—	—	法律相談	市民相談室	13:30～16:30	○	妻沼行政センター	13:30～16:30	○	税務相談	市民相談室	13:30～16:30	△	登記相談	市民相談室
相談名	相談場所	相談時間	予約制																																					
遺産相続	市民相談室	13:30～16:30	○																																					
遺言相談		13:30～16:00	△																																					
年金労働相談		9:00～11:30	△																																					
不動産相談		13:30～16:00	△																																					
住宅相談		9:30～12:00	—																																					
消費生活相談	13:00～15:30	—	—																																					
法律相談	市民相談室	13:30～16:30	○																																					
	妻沼行政センター	13:30～16:30	○																																					
税務相談	市民相談室	13:30～16:30	△																																					
登記相談	市民相談室	13:30～16:30	○																																					
80	ハローエンジェル誕生記念品プレゼント	全て	事業廃止のため全削除																																					
82	児童館	開館時間	削除 なお、上須戸児童館は～ご注意ください。 平日8時30分から17時 土曜日 8時30分～12時																																					
84	放課後児童クラブ（学童保育）	施設一覧	追加 以下の2クラブを追加 ① 児童クラブ名：第3別府児童クラブ （公立の第2別府児童クラブと奈良児童クラブの間） 所在地：別府小学校内（西別府29-1） 電話番号：ℓ048-579-5572 ② 児童クラブ名：三尻児童クラブ （吉岡児童クラブと長井児童クラブの間） 所在地：三尻小学校内（三ヶ尻2862-1） 電話番号：ℓ048-579-5858																																					
85	子育て応援自転車おでかけ事業	対象者	変更 ◆購入日および申請日において、市内に住所を有し、 未就学児2人以上が同一世帯に属していること。																																					
		申請に必要なもの	削除 ◆印鑑（認印可）																																					
86	病児等緊急サポートセンター	「病児等緊急サポート事業って何？」の説明文	変更 「 病児病後児の保育、急な依頼による預かりや送迎及び宿泊を伴う預かりや送迎等の援助を行える者（サポート会員） 」																																					
		利用できる日	変更 サポート会員の合意が得られればいつでも可能																																					
		利用申込方法	変更 https://byoujihoiku.blog.shinobijp 																																					
		電話受付時間	変更 7時～20時（ 年末年始12月29日～1月3日を除く毎日 ）																																					
87	こども医療費	登録手続	削除 (2)印鑑（認印可）																																					

88	児童扶養手当	支給金額	変更(※令和3年4月現在) 所得に応じて 月額43,160円から10,180円 の間で決定されます。 (全部支給停止の場合は0円です) また、児童が2人以上の場合は、2人目の児童については 月額最大10,190円 、 3人目以降の児童については1人につき 月額最大6,110円 がそれぞれ加算されます。
91	認定こども園・ 保育所(園)・地域 型保育施設入所 のご案内	施設一覧	変更 ①地域型保育施設の施設名「保育所キッズハウス籠原保育室」→ 「 キッズハウス籠原保育室 」 ②地域型保育施設「りゆうさい保育所」の所在地 曙町1-44オンワーク堀ロビル1階→ 佐谷田3772-1 ③地域型保育施設「保育室黒ひげ先生」の所在地 久下1269-1→ 久下1236-10
92・93	保育サービス事業	一時保育	変更 別紙②のとおり
		駅前保育ステーション	変更 利用時間(夕)18:00~21:00→18:00~ 20:00
		幼稚園での長時間 預かり保育	削除 ピノキオ幼稚園
		認可外保育施設	削除 保育所森の広場
96	シルバーガイド (高齢者保健福祉 サービスのしおり)	内線番号	変更 内線280→ 内線272
96	介護保険サービス ガイド	内容	介護保険サービスガイド廃止のため全削除
97	敬老祝金の贈呈	内線番号	変更 内線280→ 内線272
97	長寿クラブ	内線番号	変更 内線272→ 内線290
98	熊谷市シルバー 人材センター	「仕事のお申込みは 電話一本」の内容	変更 洗濯→ 買物
98	ねたきり高齢者等 介護者手当	内線番号	変更 内線280→ 内線272
100	高齢者および 障害者住宅整備 資金の貸付け	内線番号	変更 内線272→ 内線290
104	障害福祉会館	内線番号	変更 内線287→ 内線489
105	障害者基幹相談 支援センター	センターの名称	変更 障害者基幹相談支援センター(くまさぼ)
106	手話通訳者の派遣	内線番号	変更 内線287→ 内線489
106	要約筆記者の派遣	内線番号	変更 内線287→ 内線489
109	がん検診等	表内の「乳がん検診」	削除 視触診
		「がん検診」表下の 「※次のいずれかに 該当する方は受診 できません。」	変更 「④豊胸術を受けた方」→ 「④ 豊胸術(シリコン、ヒアルロン酸、自家脂肪など)をされている方、ペース メーカー、CVポート、シャント用カテーテルが埋め込まれている方(乳がん 検診のみ) 」
110	特定健康診査・ 特定保健指導	特定健康診査	変更 ①「※他の健康保険に～」と「※健診費用は無料です。」を入替え。 ②「※他の健康保険の 加入者は 、加入している健康保険にお問い合わせください。」 追加 「※75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者を対象に長寿健診を実施しま す。」
110	高齢者等インフル エンザ予防接種	接種期間	変更 10月20日～翌年1月31日(各医療機関の診療日末日)→ 10月1日 ～翌年1月31日(各医療機関の診療日末日)

111	不妊・不育症の検査費および治療費の助成	助成対象者	変更 令和3年1月1日以降に終了した治療については、所得制限なし、事実婚の方も対象となります。
		不妊治療の助成対象者⑤	追加 埼玉県が定める不妊治療費助成事業の通算助成回数に達している (年齢要件に達している者も含む) こと。
113	市立図書館	内容	変更 ～返却ポストに返すことができます。インターネット～予約もできます。 また、電子書籍も利用できます。貸出点数は本やAV資料10点のほかに1点、貸出期間は2週間です。利用には図書館の利用カード番号とパスワードが必要です。 3階には美術・郷土資料展示室が～」
		「熊谷図書館」の開館時間	変更 9時～19時(3階は 9時 ～17時)
		「熊谷図書館駅前分室」の開館時間、休館日	【開館時間】 変更 13時～ 20時 削除 ※令和2年4月1日より13時～20時となります。 【休館日】 変更 日曜日および12月29日～1月3日 削除 ※令和2年4月1日より日曜日および12月29日～1月3日に変更になります。
116	直実市民大学	費用	変更 入学金3,000円 諸経費7,000円 合計10,000円
118	利根川総合運動公園	電話番号、内容	削除 ①妻沼ゴルフ場 TEL048-588-8565 ②説明文の「、ゴルフ場～」
118	体育館	東部体育館	施設廃止のため全削除
123	会計年度任用職員の登録	登録方法	変更 登録の有効期間は、登録日の年度末から2年間です→登録の有効期間は、登録日の年度末から 1年間 です
124	熊谷市企業紹介支援サイト「チャレンジ・ステージくまがや」	内線番号	変更 内線477→ 内線467
124	企業立地奨励金制度	内線番号	変更 内線532→ 内線468
127	妻沼勤労福祉会館	利用申請受付	変更 利用しようとする日の 3か月前の1日 ～7日前まで
128	道の駅めぬま	お問合せ	【アグリパーク】 変更 (開設時間:平日10時～18時、 土・日・祝日9時30分～18時 (11月～2月は17時30分まで)毎月第1水曜日・12月30日～1月3日休館) 【物産センター内食堂】 閉店のため全削除
129	江南地域食材供給施設	開設時間	変更 11時～13時30分→ 11時～13時
130	請願や陳情のしかた	内容	変更 請願者の住所、氏名を記載し、印鑑を押してください。→ 請願者の住所を記載するとともに、請願者が署名または記名押印してください。
新規	熊谷市ワクチン接種コールセンター	内容	令和3年3月1日～5月31日(日曜日、祝日除く) 令和3年6月1日～(土・日曜日、祝日除く) 8:30～17:15 TEL048-578-5097、FAX048-522-3869 (終了日は未定)
新規	新型コロナウイルス感染症に関連する問合せ窓口	内容	受診先の確認・受診に迷う場合は、下記センターに電話またはFAXでご相談ください。 ※令和3年4月1日現在の情報です。 ◆受診先の確認・受診に迷う場合 埼玉県受診・相談センター 受付時間 月～土曜日(祝日含む)9:00～17:30 TEL048-762-8026 FAX048-816-5801 ◆受診先の確認・一般的な質問 県民サポートセンター 受付時間 24時間年中無休 TEL0570-783-770 FAX048-830-4808

新規	「暑さ対策」 すくすくはぐくま ひんやりグッズ 事業	内容	「暑さ対策」すくすくはぐくまひんやりグッズ事業 市内在住の当該年度内に1歳になる児童に、熊谷市オリジナルの「スクラム」の刺繍を施した暑さ対策グッズ(保冷シート)を配布し、子どもに涼を与えるとともに、熱中症対策の意識付けを図ります。 こども課 Tel.048-524-1111 内線523
新規	誕生祝金 支給事業	内容	誕生祝金支給事業 令和3年4月1日以降に熊谷市に誕生したお子様の保護者の方に、誕生祝金(3万円)を贈呈します。出生届の提出時に、誕生祝金支給申請書を併せてご提出ください。ただし、次の場合は、お手数ですがこども課(本庁舎4階)または各行政センター福祉担当窓口までお越しの上、お申し出ください。 ●市の時間外受付(土曜開庁日を含む)またはさくらめいと出張所に出生届を提出された場合 ●熊谷市以外の市区町村役場に出生届を提出された場合 こども課 Tel.048-524-1111 内線289